



中部電力パワーグリッド

**2022年度
電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱**

2022年9月1日
中部電力パワーグリッド株式会社

目 次

はじめに	1
1 適用	5
2 厳気象対応調整力の提供	5
3 入札実施のスケジュール	6
4 募集容量	6
5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間.....	7
6 契約電源等および入札の単位	7
7 厳気象対応調整力契約電力	10
8 入札の条件.....	10
9 主な契約条件	15
10 入札価格.....	20
11 評価順位の決定.....	21
12 落札案件の決定.....	22
13 応札方法.....	24
14 契約の締結	27
15 専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備	27
16 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備	28
17 設備要件・運用要件の確認・試験	29

別冊 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】

2022年度電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱

中部電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者として、主に10年に1回程度の猛暑・厳寒時等の需給ひっ迫時（当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。）に広域的な需給バランス調整等を実施するにあたり、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力について、電力供給の安定性、経済性等の観点から、入札を実施することといたしました。なお、需給ひっ迫の指標は、広域的な予備率にて判断し、その予備率が8%未満となる場合等に、発動指令をいたします。【注】

当社は、この電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）にもとづいて、電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札（以下「入札」といいます。）を実施し、当社に対して電源Ⅰ 厳気象対応調整力（以下「厳気象対応調整力」といいます。）の提供を行う者、およびその契約条件を決定いたします。

【注】想定される発動回数については、第62回制度設計専門会合（2021年6月29日）資料6-1を参照ください。なお、落札評価上考慮する想定発動回数も同値を採用しております。

はじめに

（1）一般注意事項

- 入札要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- 2016年4月以降のライセンス制導入にともない、応札者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- 応札者は、入札要綱に定める諸条件および『別冊 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書【標準契約書】』（以下「厳気象対応調整力契約書」といい、これにもとづく契約を「厳気象対応調整力契約」といいます。）の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- 応札者が入札書の提出後に入札辞退を希望する場合は、ただちに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。
- 厳気象対応調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- 2023年10月以降、インボイス制度が導入されるため、応札者は適格請求書発行事

業者の登録が必要となります。

- ・ 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものとしたします。グループで応札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとしたします。
- ・ 以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が、応札を希望する場合は、原則として、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「15 資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。

※この入札要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者ご注意ください。

ア 資本関係

(ア) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更

生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記アまたはイと同視しうる関係

- ・発電設備（蓄電設備を含み、以下同様といたします。）を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、一般送配電事業者※との間で当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と厳気象対応調整力契約者が同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。また、負荷設備等を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、一般送配電事業者※との間で約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約者と厳気象対応調整力契約者が同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者※を総称して、以下「属地TSO」といいます。）

※ 東京電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および関西電力送配電株式会社（以下、東京電力パワーグリッド株式会社を「東京」、北陸電力送配電株式会社を「北陸」、関西電力送配電株式会社を「関西」、東京、北陸および関西を「当社以外の一般送配電事業者」といいます。）の系統に連系する発電設備または負荷設備等を活用して応札することも可能です。

- ・入札要綱にもとづき評価した結果、当社が厳気象対応調整力契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といいます。）は、当社※と厳気象対応調整力契約を締結していただく必要があります（当社※と厳気象対応調整力契約を締結した落札者を以下「契約者」といいます）。

※ 当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する発電設備または負荷設備等を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、当社および当該当社以外の一般送配電事業者との3者間で厳気象対応調整力契約を締結していただく必要があります。

- ・落札者が第三者と合併、会社分割または厳気象対応調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社※の承認を受けるものといたします。なお、厳気象対応調整力契約承継の詳細な取扱いについては、厳気象対応調整力契約書を参照してください。

※ 当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する発電設備または負荷設備等を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合、当社および当該当社以外の一般送配電事業者の承認を受ける必要があります。

- ・入札に係る諸費用、入札書作成に要する費用、厳気象対応調整力契約に係る協議に要する費用等、応札者側で発生する諸費用につきましては、すべて応札者の負担となります。

- ・入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正

式な書面として提出してください。

- ・入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。

(2) 守秘義務

- ・応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は以下の目的に限り、必要最小限の範囲で関係する一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）および監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。

ア 複数の応札者が同一需要者の負荷設備を活用して応札していないかを確認するため

イ 『12 落札案件の決定』に定める方法にて落札案件を決定するため

ウ 広域機関が、供給力の二重計上防止の観点から、発電事業者および小売電気事業者から広域機関に提出された供給計画の内訳とこの入札要綱にもとづき応札された発電設備または負荷設備等の内訳を比較するため

エ 電気事業法および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため

(3) 問合せ先

- ・入札要綱の内容に関するご質問は、下記の当社ホームページ問合せ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL：

https://www.chuden.jp/a/sys/Inquiry_18417/273445/

1 適用

この入札要綱は、2022年度に当社が実施する入札に適用いたします。

2 厳気象対応調整力の提供

この入札要綱において、厳気象対応調整力の提供とは、対象の発電設備または負荷設備等（以下「契約電源等」といいます。）について、当社または当社からの依頼を受けた属地TSOからの指令（以下、この入札要綱における指令に係る記載において「当社」とは「当社または当社からの依頼を受けた属地TSO」を意味します。）※にもとづき発電出力の増加または電力使用の抑制（以下「発電等」といいます。）が可能な状態に維持し、当該指令があったときには、それに従い、発電等を行うことをいいます。

※オンライン指令（専用線オンライン指令〔中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に契約電源等へ発電等を指令すること。〕または簡易指令システムによる指令〔中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、契約者に発電等を指令すること。〕をいいます。）によるものとします。

- (1) 提供期間中の提供時間を通じて、契約電源等を当社からの指令にもとづき発電等が可能な状態に維持していただきます。提供期間および提供時間の詳細は、『5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間』を参照してください。
- (2) 当社の指令に従い、当社が指定する30分ごとの時間帯に、厳気象対応調整力契約電力の発電等を行っていただきます。この場合、当社は、指定する時間帯の始期の3時間（180分）前までで、契約者が応札時に指定する時間※までに、指令するものといたします。
※応札者は、応札時に、当社が発電等を指定する時間帯の始期の何分前（3時間以内）までの指令に応じられるかを指定していただきます。
- (3) 契約電源等の制約等により、提供期間における発電等の回数に上限を設けることを希望される場合には、契約電源等ごとに12回以上で上限回数を設定することができます。ただし、同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約書【標準契約書】にもとづく契約（以下「電源Ⅱ周波数調整力契約」といいます。）または電源Ⅱ需給バランス調整力契約書【標準契約書】にもとづく契約（以下「電源Ⅱ需給バランス調整力契約」といいます。）※を締結している場合は、上限回数を設定することはできません。

※ 当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する契約電源等を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合は、当該契約電源等について、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することはできません。

3 入札実施のスケジュール

2022年度の入札は、次のスケジュールで実施いたします。

日程	ステップ
2022年7月1日（金）	入札実施および入札要綱案の公表
2022年7月1日（金） ～8月1日（月）	入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付
2022年8月2日（火） ～8月31日（水）	意見内容の検討，入札要綱の確定
2022年9月1日（木）	入札募集開始
2022年10月31日（月）	入札募集締切
2022年11月1日（火） ～12月8日（木）	落札案件の選定
2022年12月9日（金）	落札案件の決定，入札結果の公表 （募集量を充足しない場合には結果公表日を前倒しする可能性があります。）
2022年12月10日（土）～	落札者との厳気象対応調整力契約に係る契約協議

- ・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。

4 募集容量

募集容量は、67万3千キロワットといたします。

- ・募集容量を上回る応募があった場合の落札案件の決定方法は、『12 落札案件の決定』によります。
- ・応札していただく発電設備等に必要な機能や条件の詳細は、『8 入札の条件』を参照してください。
- ・応札量は、厳気象対応調整力契約電力の値といたします。厳気象対応調整力契約電力の詳細は、『7 厳気象対応調整力契約電力』を参照してください。
- ・1入札案件あたりの入札容量は、募集容量以下としてください。
- ・なお、同時に公募する電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ず募集容量を超過する場合、それを考慮のうえ、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の落札案件を決定します。具体的には、上記募集容量から当該超過容量を差し引いた値を、本要綱における募集容量とみなし、落札案件決定を行います。

ます。(以下、本要綱にて同じ。)

5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間

厳気象対応調整力の提供期間は、2023年7月1日から2023年9月30日および2023年12月1日から2024年2月29日までといたします。厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、7月17日、8月11日、9月18日、12月29日、1月1日、1月2日、1月3日、1月8日、2月12日、2月23日を除き各日9時から20時までといたします。

- ・応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間の始期までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間の始期までに必要な工事・試験を完了していることが必要です。

6 契約電源等および入札の単位

契約電源等および入札の単位は、次のとおりといたします。

(1) 契約電源等の単位

- ・当社は契約電源等ごとに指令を行うものとし、契約電源等は、原則として発電設備および需要場所※の単位で設定していただくものといたします。

※約款における需要場所を指します。

- ・デマンドレスポンス(需要者が電力の使用を抑制させること。以下「DR」といいます。)を実施できる需要者を集約し、応札者が指定する当該複数の需要場所における需要者の電気の使用を抑制することにより厳気象対応調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。この場合、集約した需要者に係る接続供給契約が、全て同一の一般送配電事業者と締結されていることが必要です。
- ・1発電設備(約款に定める高圧および特別高圧に該当するものに限りません。)では、「7厳気象対応調整力契約電力」を満たさない場合に、応札者が指定する当該複数の発電設備を集約し、または当該発電設備とDRを実施できる需要者を集約し、発電等を行うことにより厳気象対応調整力の提供を行うときには、当該指定の発電設備および需要場所をまとめて1契約電源等といたします※。この場合、集約した発電設備に係る発電量調整供給契約および需要者に係る接続供給契約が、全て同一の一般送配電事業者と締結されていることが必要です。

※詳細は当社ホームページにて別途公表する「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループ組成方法に関する取扱いについて」を参照してください。

(2) 入札の単位

- ・入札は、契約電源等ごとに厳気象対応調整力契約電力を設定して実施していただきます。

廠気象対応調整力契約電力の詳細は、『7 廠気象対応調整力契約電力』を参照してください。

- ・1事業者が異なる契約電源等をもって複数の入札を行うことは可能ですが、同一の契約電源等をもって複数の入札することはできません。

ア 当社の系統に連系する契約電源等を活用して応札する場合

(ア) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）する場合

- ・廠気象対応調整力契約に応札する契約電源等と同一の契約電源等をもって、電源Ⅰ周波数調整力入札募集、電源Ⅰ需給バランス調整力入札募集および当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ 廠気象対応調整力入札募集に応札することが可能です。
- ・電源Ⅰ周波数調整力入札募集または電源Ⅰ需給バランス調整力入札募集の落札案件となった場合、廠気象対応調整力入札への応札は取り消すものとしたします。
- ・廠気象対応調整力入札募集および当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ 廠気象対応調整力入札募集のいずれにも応札した案件に関する落札案件の決定方法は、『12 落札案件の決定』のとおりとしたします。

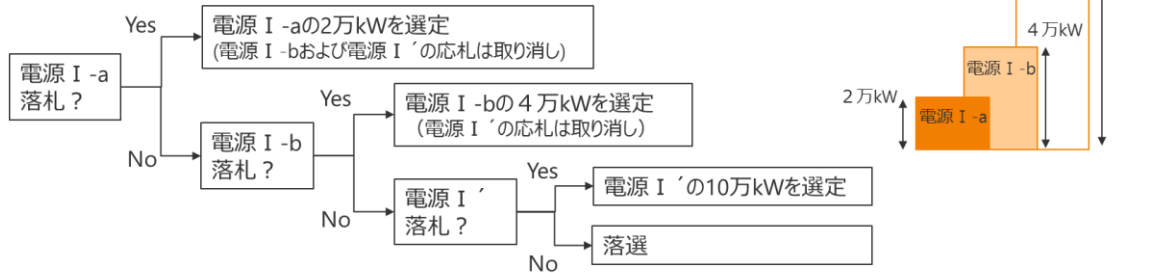
(イ) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をする場合

- ・廠気象対応調整力契約に応札する契約電源等と同一の契約電源等をもって、電源Ⅰ周波数調整力入札募集、電源Ⅰ需給バランス調整力入札募集に応札することが可能ですが、契約電源等が負荷設備の場合、供出される電力の明確な区分が困難なため、当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ 廠気象対応調整力入札募集に応札することは原則認められません。
- ・各調整力においてそれぞれ落札判定を行うものとしたします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。（容量が重複し、『8 入札の条件』を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただきます。）

【参考：手続きイメージ】

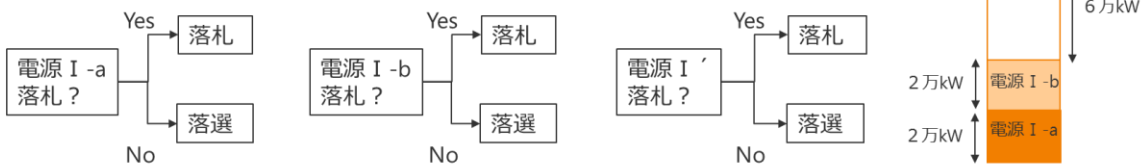
<重複入札>

- 電源 I 周波数調整力（電源 I -a）に 2 万 kW を応札
- 電源 I 需給バランス調整力（電源 I -b）に 4 万 kW を応札
- 電源 I 〃 厳気象対応調整力（電源 I 〃）に 10 万 kW を応札



<複数入札>

- 電源 I -a に 2 万 kW，電源 I -b に 2 万 kW，電源 I 〃 に 6 万 kW を応札



イ 当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する契約電源等を活用して応札する場合

- ・当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等をもって、厳気象対応調整力入札募集に重複入札することが可能です。また、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札せず、厳気象対応調整力入札募集のみに応札することも可能です。
- ・厳気象対応調整力入札募集および当社以外の一般送配電事業者が実施する電源 I 〃 厳気象周波数調整力入札募集のいずれにも応札した案件に関する落札案件の決定方法は、『12 落札案件の決定』のとおりといたします。

ウ その他

- ・重複入札または複数入札を行う場合は、応札時に『様式1』入札書の「11 他の応札との関係」欄へその旨明記してください。明記されていない場合、落札案件の決定ができないことから、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。
- ・厳気象対応調整力入札募集および当社以外の一般送配電事業者が実施する電源 I 〃 厳気象周波数調整力入札募集のいずれにも応札する場合、いずれの一般送配電事業者への応札においても同じ入札案件名称（契約電源等名称）としていただきます。
- ・複数の発電設備、需要場所またはその両方をまとめて1契約電源等とし（以下、この1契約電源等を構成する全ての発電設備および需要場所を「構成リソース」といいます。）、厳気象対応調整力入札募集および当社以外の一般送配電事業者が実施する電源 I 〃 厳気象周波数調整力入札募集のいずれにも応札する場合、構成リソースが完全に一致するようになさせていただきます。

7 厳気象対応調整力契約電力

厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容量（キロワット）であり、原則として3時間以上にわたり発電等の継続が可能である値といたします。

- ・ 厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容量（キロワット）で、原則として3時間以上にわたり※発電等の継続が可能である値とし、1,000キロワット以上、1キロワット単位で契約電源等ごとに応札者に設定していただきます。
- ※ 厳気象対応調整力契約電力での発電等の継続が3時間未満の場合、所定の計算方法で算定し、『11 評価順位の決定』における評価用価格に反映いたします。
- ・ 厳気象対応調整力契約電力は、送電端の値といたします。
- ・ 負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合には、約款で定める損失率を考慮した値といたします。

8 入札の条件

応札者は、以下の要件をすべて満たすことを入札の条件といたします。
以下の要件を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただく場合がございます。

(1) 上限単価

- ・ 当社は上限単価を設定し、評価用単価※がその価格以下となる入札案件のみを審査対象とします。

なお、上限単価は公表いたしません。

※評価用単価の算定方法については『11 評価順位の決定』をご参照ください。

(2) 対象発電設備等

- ・ 当社または当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する発電設備等（地域間連系線を経由して当該系統に接続するものを除きます。）といたします。
- ・ 使用する燃料等については特に指定いたしません。提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
- ・ 応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間開始までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。

(3) 発電設備等の機能

- ・ 応札していただく発電設備等は当社の指令を送受信する機能を具備していることが必要です。

ア 専用線オンライン指令の場合

- ・需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備していることが必要です。

(ア) 受信信号

- ・調整実施 (調整実施指令信号)

※当社からの発電等指令 (接点信号) を受信していただきます。

※当社から復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(イ) 送信信号

- ・調整実施了解 (調整実施了解信号)

※当社からの受信信号に対する打ち返し信号を送信していただきます。

- ・当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン※」への準拠が必要となります。加えて、属地TSOの電力制御システムに接続することになるため、属地TSOが定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

※改定された場合は、速やかに改定後の内容に準拠いただきます。

イ 簡易指令システムによる指令の場合

- ・需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備していることが必要です。当該機能については電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

なお、通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile※およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書※を参照してください。

※改定された場合は、速やかに改定後の内容に準拠いただきます。

- ・電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備 (または需要家) から供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように (複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等) していただく必要があります。

(ア) 受信信号 (調整実施)

- a 調整実施指令信号

当社からの発電等出力の増加を受信していただきます。

- b 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力の増加指令の変更を受信していただきます。

c 調整実施取消信号

当社からの発電等出力の増加指令の取消を受信していただきます。

(イ) 送信信号（調整実施可否）

調整実施可否信号

当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

(4) 発電設備等の運用

ア 発電等の実施

- ・当社の指令に従い、当社が指定する30分ごとの時間帯に、厳気象対応調整力契約電力の発電等が可能であることが必要です。なお、当社は、指定する時間帯の始期の3時間（180分）前までで、契約者が応札時に指定する時間※までに、指令するものといたします。

※応札者は、応札時に、当社が発電等を指定する時間帯の始期の何分前（3時間以内）までの指令に応じられるかを指定していただきます。

- ・契約電源等の制約等により、提供期間における発電等の回数に上限を設けることを希望される場合には、契約電源等ごとに12回以上で上限回数を設定することができます。ただし、同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合は、上限回数を設定することはできません。
- ・当社は、当社供給区域の予備率によらず、地域間連系線の混雑が無い範囲における当社を含む複数の一般送配電事業者の供給区域の広域的な予備率によって指令実施を判断いたします。
なお、詳細については、当社ホームページにて別途公表する「広域予備率に基づく電源Ⅰ'発動について」を参照してください。
- ・当社からの指令は、1日に1回を基本とします。なお、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行う場合があります。
- ・当社からの指令は、連日実施する場合があります。
- ・容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストに関する指令と当社からの指令が重複した場合の取扱いは、当社ホームページにて別途公表する「発動指令電源と電源Ⅰ'契約電源等が重複する場合の取扱いについて」を参照してください。
- ・「制度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会）」および「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」等で電力量不足時の対応方法の一つとして、電源Ⅰ'の長時間発動について議論・整理されたことを受け、可能な範囲での協力をお願いすることがあります。また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。

イ 発電等の継続時間

- ・当社の指令に応じた発電等の継続が、原則3時間以上にわたり可能であることが必要です。

ウ 発電計画等の提出

- ・当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値や発電可能電力、発電可能電力量、その他の運用制約等を提出していただきます。（負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合は、供給地点ごとの需要抑制計画値等を求めることがあります。）
- ・作業等により契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。
- ・当社が3時間（もしくは、契約者が応札時に指定した時間）前までに、指令を行った場合も、属地TSOの約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

エ 発電設備等の定期点検、補修作業期間

- ・提供時間において、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。

オ 不具合発生時の復旧対応

- ・不具合の発生時には、速やかに当社および属地TSOへ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるように努めていただきます。

(5) 負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供

- ・負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う者（以下「アグリゲーター」といいます。）は、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア アグリゲーターが複数の需要者を束ねて厳気象対応調整力を提供する場合、需要者ごとの調整量が1キロワット以上であり、次のいずれにも該当すること。

(ア) 需要者に対して、次の事項を定めた調整計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

a 電力使用の抑制量

b 電力使用抑制の実施頻度および時期

(イ) 調整力の安定かつ適正な提供を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ウ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立、実施および維持すること。

(エ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している事業者（小売電気事業者等）が調整力を確保するよう、当該事業者とアグリゲーターとの間または当該事業者と需要者との間で適切な契約等がなされていること。

イ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サ

ービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ウ 調整電力量の算定上、需要場所が約款（計量）に定める「技術上、経済上やむを得ない場合等特別の事情がある場合」に該当しないこと。

エ 需要者に約款における需要者に関する事項を遵守する旨を承諾させ、これを遵守すること。また、複数のアグリゲーターが同一需要者の負荷設備を活用して応札したときには、その妥当性を確認するため、当該需要者の情報が当社から当該アグリゲーター全員に通知される旨を需要者に承諾させること。

（6）技術的信頼性

- ・ 応札者が発電等実績（アグリゲーターの場合にはDR実績〔DR実証試験による実績を含みます。〕）を有すること、または発電等実績を有する者の技術的支援等により、厳気象対応調整力の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。
- ・ （3）で定める設備要件および（4）で定める運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。
 - ・ 試験成績書の写し等、発電機等の性能を証明する書類等の提出。
 - ・ 当社中央給電指令所からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
 - ・ 現地調査および現地試験。
 - ・ その他当社が必要と考える対応。

（7）電源等が準拠すべき基準

- ・ 応札していただく電源等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

（8）計量器等の設置

- ・ 提供期間の始期までに必要な計量器等（30分ごとに計量することが可能）が設置されていることが必要です。

（9）厳気象対応調整力契約書の承認

- ・ 厳気象対応調整力契約書をあらかじめ承認していただくことが必要です。
- ・ 落札者は、当社および属地TSOと協議のうえ、厳気象対応調整力契約を締結していただきます。

（10）端境期調整力覚書の承認

- ・ 提供期間外における調整力の提供に関する『別冊 端境期における調整力提供に関する

覚書』(以下「端境期調整力覚書」といい、これにもとづく契約を「端境期調整力契約」といいます。)をあらかじめ承認していただくことが必要です。

- ・落札者は、当社および属地TSOと協議のうえ、端境期調整力契約を締結していただきます。

(1 1) 需給調整市場への応札

- ・ 厳気象対応調整力契約における対象リソースを活用した需給調整市場への入札に関しては、条件付きで可能となります。当社ホームページにて別途公表する「電源Ⅰ 契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。

(1 2) 電気事業法に定める手続きの実施

- ・ 落札者は、厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

9 主な契約条件

主な契約条件は次のとおりといたします。

(1) 契約期間

- ・ 契約期間は、厳気象対応調整力契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

(2) 目的外利用の禁止

- ・ 厳気象対応調整力契約における契約電源等の厳気象対応調整力契約電力については、提供期間を通じて、当社の承諾を得た場合を除き、当社への厳気象対応調整力提供の目的以外に活用してはならないことといたします。(提供期間外につきましては、特に制約はありません。)ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合は除きます。

(3) 料金

- ・ 契約電源等ごとの月間料金をすべての契約電源等につき合計した金額を、各料金算定期間(毎月1日から当該月末日まで)の翌月末日までに当社よりお支払いいたします。なお、停電割戻料金の支払い方法等に関する詳細な取扱いについては、厳気象対応調整力契約書を参照してください。
- ・ 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。
- ・ 事業税相当額の取扱いは、『10 入札価格』を参照してください。

ア 月間料金

- ・当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行うか否かに関わらず生じる費用にもとづく価格（以下「容量価格」といいます。）を6で除した金額といたします。なお、端数は2月分料金で調整いたします。
- ・各料金算定期間の月間料金について、提供期間を通じて合計した金額を提供期間料金といたします。

イ 停電割戻料金

- ・契約者の設備トラブルや補修等、当社の責めとならない事由で厳気象対応調整力の全部または一部が提供できない場合、次の停電割戻料金を算定するものといたします。
- ・ゲートクローズまでに、契約者が厳気象対応調整力を提供可能な代替発電機等を提示し、当社が認めた場合は、差替えを行うことが可能であり、差替えを行ったときは、停電割戻料金の対象としないことがあります。ただし、当該代替発電機等は、『8 入札の条件』（2）～（4）に合致しており、かつ、当社が事前に当該条件を満たすことを確認していることが必要です。
- ・当社の指令にもとづく発電等を行うことができなかった（以下「停電」といいます。）場合、料金算定期間中に停電した30分ごとの時間帯（この項において、以下「停電コマ」といいます。）に当該停電コマの未達割合を乗じた値の合計（以下「停電割戻対象コマ」といいます。）を対象に、停電割戻料金を算定するものといたします。

$$\text{停電割戻料金} = \text{提供期間料金} \times \frac{\text{停電割戻対象コマ}}{12 \text{回} \times 1 \times 3 \text{時間} \times 2} \times 1.5$$

- ※1 発電設備等の運用の要件に定める最低発動回数である12回といたします。（契約者が13回以上の上限回数を設定している場合においても12回といたしますが、当社から13回以上の発動指令を実施したときは、12回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。）

$$\text{未達割合} (\%) \times 3 = \frac{\text{指令値} [\text{厳気象対応調整力契約電力} \div 2] - \text{停電コマにおける調整電力量の実績} \times 2}{\text{指令値} [\text{厳気象対応調整力契約電力} \div 2]} \times 100$$

- ※2 この場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は、指令値を上限といたします。また、調整電力量が負の値となる場合の「停電コマにおける調整電力量の実績」は0といたします。
- ※3 未達割合（%）は、小数点以下第1位を四捨五入したものといたします。
- ・停電割戻料金の合計額は、提供期間料金を上限といたします。

（4）厳気象対応調整力料金

- ・当社の指令にもとづき発電等を行うことに伴う料金については、厳気象対応調整力料金として、契約電源等ごとに、次のとおり属地TSOよりお支払いいたします。

ア 同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合

- ・各調整力契約における電力量料金の算定方式に従って算定し、各調整力契約にもとづく電力量料金の支払いにあわせてお支払いいたします。

イ ア以外の場合

- ・契約電源等ごとに、各料金算定期間（毎月1日から当該月末日まで）の翌々月22日までにお支払いいたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。
- ・事業税相当額の取扱いは、『10 入札価格』を参照してください。

（ア）算定単価

- ・契約者は、契約電源等ごとに、当社の指令に応じて発電等を行った場合の増分費用の単価（V1）を需給調整市場システムへ登録していただきます。単価の登録に関する詳細は、【需給調整市場システムへの単価登録】を参照してください。
- ・V1は応札時に契約者が提示した上限電力量単価を上限といたします。

【需給調整市場システムへの単価登録】

- ・契約者は、単価登録および単価変更を行うために必要となる電源等データ等その他の情報について、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。
- ・需給調整市場システムへの単価登録等に関する取扱いは、以下のとおりといたします。ただし、同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合は、それらの契約に定める方法に従っていただきます。

ア 契約者は、提供期間の始期までに、イの単価の登録が期限までに行なわれなかった場合に適用するV1（以下「初期登録単価」といいます。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。また、初期登録単価に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます。（契約電源等が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても、需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

イ 契約者は、毎週火曜日14時までに、1週間分（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）の料金に適用するV1を需給調整市場システムに登録（単位は円/kWhとし、銭単位まで）していただきます。

なお、当該期限までに単価の登録が行われなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

また、V1は応札時に契約者が提示した上限電力量単価を上限といたします。

ウ イの単価登録以降にイで登録した単価を変更する場合は、30分ごとの時間帯のそれぞれの始期の6時間前までに行なっていただきます。

(イ) 調整電力量

- ・契約電源等が発電設備の場合、契約電源等ごとに、30分ごとの発電実績からゲートクローズ時点の計画値を差し引いた電力量を調整電力量といたします。
- ・契約電源等が負荷設備の場合、契約電源等ごとに、30分ごとの調整力ベースライン※から需要実績を約款で定める損失率で修正した値を差し引いた電力量を調整電力量といたします。

※需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量で、約款で定める損失率で修正した値といたします。調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものといたします（DR実施日の直近5日間〔DR実施当日は含みません。〕のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間〔High 4 of 5〕の需要データを当日調整したものを基本といたします。）。

- ・1 需要場所において、発電設備の出力増加などにより、当該需要場所の需要抑制に加えて一般送配電事業者の系統へ逆潮流を発生させる場合、上記の契約電源等が発電設備の場合および負荷設備の場合に定める算定方法にて算定した電力量を合計した値を調整電力量といたします。
- ・契約電源等が負荷設備の場合、調整電力量算定時の端数処理は次のとおりといたします。

①	High 4 of 5による需要平均値（需要端）算定	⇒ 端数処理しない
②	当日調整値算定	⇒ 同上
③（①＋②）	標準ベースライン（需要端）算定	⇒ 同上
④	標準ベースライン（送電端）算定	⇒ 端数処理実施 （小数点以下第1位で四捨五入）
⑤	実績電力量（送電端）算定	⇒ 同上
⑥（④－⑤）	調整電力量（送電端）算定	⇒ 端数無し

(ウ) 電力量料金の算定

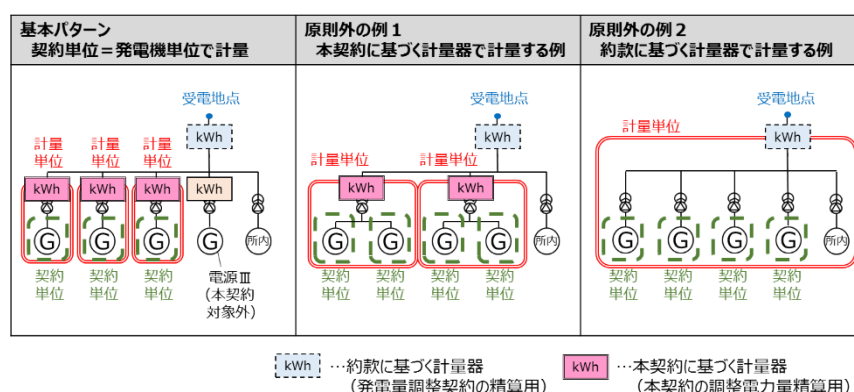
- ・契約電源等ごとに、各調整電力量に各算定単価を乗じた金額を合計して算定いたします。
- ・調整電力量が負の場合には、調整電力量にその30分の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を乗じた金額を電力量料金から差し引くものといたします。

(5) 計量

- ・廠気象対応調整力料金（電力量料金）の算定に必要な発電実績等は、原則として、契約電源等ごとに取り付けられた記録型計量器により、30分単位で計量いたします。
- ・ただし、同一の契約電源等をもって、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合、廠気象対応調整力料金（電力量料金）の算定に必要な発電実績等の計量は、各契約にもとづく計量とあわせて、同一の方法にて行います。

(6) 計量器等の設置

- ・契約電源等が発電設備の場合、約款にもとづき設置した計量器等とは別に、計量器等の設置が必要となる場合は、その費用については契約者に負担していただきます。
- ・計量単位の集約を希望する場合は、個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と廠気象対応調整力契約を締結し、かつ、すべての発電機の廠気象対応調整力提供に係る算定単価（V1）が同一であること等が条件になります。



- ・契約電源等が負荷設備の場合、約款にもとづき需要者に設置した計量器等が30分ごとに計量することができない計量器等であるときは、当社の負担で取替※いたします。

※ 当社以外の一般送配電事業者の系統に連系する契約電源等を活用する案件については、当該一般送配電事業者と協議のうえ、取替えていただきます。

(7) 契約解除

- ・廠気象対応調整力契約の当事者は、相手方が廠気象対応調整力契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面によりその履行を催告し、催告後30日を経過しても当該義務が履行されないときは、廠気象対応調整力契約を解除できるものといたします。
- ・廠気象対応調整力契約の当事者が廠気象対応調整力契約に定める規定に違反し、その履

行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な地域間連系線が使用できなくなった等の事象により厳気象対応調整力契約電力の提供が将来にわたって不可能となった場合、厳気象対応調整力契約の当事者は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、厳気象対応調整力契約を解除できるものといたします。

- ・契約者が厳気象対応調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが、提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合、当社は、厳気象対応調整力契約を解除できるものといたします。
- ・厳気象対応調整力契約の当事者は、自己の責めに帰すべき事由により厳気象対応調整力契約を解除された場合、相手方に生ずる損害を賠償するものといたします。
- ・契約の解除条件および賠償の詳細等は、厳気象対応調整力契約書を参照してください。

(8) その他

- ・発電設備の所内消費電力については、契約者自ら調達していただきます。

10 入札価格

入札価格は、以下のとおりといたします。

(1) 基本的な考え方

- ・入札価格は、容量価格※と当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行った場合に係る費用にもとづく価格（以下「電力量価格※」といいます。）を合計したものを厳気象対応調整力契約電力で除した値（円／キロワット）といたします。

※ いずれも入札書に記載いただく価格となります。記載誤りのないよう、十分注意してください。また、容量価格は、提供時間において厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。

- ・入札価格は、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入したものといたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格および電力量価格に算入しないでください。
- ・事業税相当額の取扱い※については、次の a, b を選択のうえ、『様式2』 応札者の概要』で提示していただきます。
 - a 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたしますので、容量価格および電力量価格には算入しないでください。
 - b 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた容量価格および電力量価格としてください。

※応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。なお、税制改正等の外的要因により落札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

(2) 電力量価格の算定

- ・電力量価格は、以下の算式のとおり算定してください。

電力量価格 = 厳気象対応調整力契約電力 × 21時間※ × 上限電力量単価

※ 年間想定発動回数（7回） × 運転継続時間（3時間）

第62回制度設計専門会合（2021年6月29日）資料6-1にて整理された値を採用しております。

- ・上限電力量単価は、厳気象対応調整力料金算定上、V1の上限となりますのでご注意ください。厳気象対応調整力料金の詳細は、『9 主な契約条件』（4）を参照してください。

1.1 評価順位の決定

当社は以下の方式により、評価順位を決定いたします。

- ・以下の算式のとおり評価用単価を算出し、評価用単価の安価なものから、順位付けいたします。

評価用単価

$$\begin{aligned} &= \text{容量価格} / \text{厳気象対応調整力契約電力} \\ &\quad \times \text{運転継続時間（3時間）} / \text{発電等の継続時間※} \\ &\quad \times 11\text{時間} / \text{提供可能時間※} \\ &\quad + \text{電力量単価（電力量価格} / \text{厳気象対応調整力契約電力）} \end{aligned}$$

※ 発電等の継続時間の上限は3時間、提供可能時間の上限は11時間とし、9時から20時までの間で提供不可時間帯がある場合の発電等の継続時間および提供可能時間は、以下の考え方にもとづき判断いたします。

供可能時間は、『11 評価順位の決定』記載のとおりといたします。

- ・選定した落札候補案件の応札量の累計と募集容量との差分（以下「最終必要量」といいます。）の落札候補案件は、評価順位によらず、以下の方法により選定いたします。

ア 最終必要量を充足するまたは超過する最も経済的な（容量価格と電力量価格の合計額が最も安価となる）組合せにて落札候補案件を選定いたします。

イ 応札量は、『様式1 入札書』により応札者からあらかじめ提示された一部切り出しが可能な場合の調整契約電力※を考慮いたします。

※一部切り出しが可能な場合の入札価格（円／キロワット）については、『様式1 入札書』により応札者から提示された入札価格（円／キロワット）と同一といたします。

- ・負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合において、複数応札者が同一需要者の負荷設備を活用して応札しているときには、開札後1週間以内に当該応札者全員に対して負荷設備が他の応札者と重複している旨を通知（以下「重複確認通知」といいます。）いたします。当該通知を受けた応札者は、当該通知の翌日から起算して5営業日以内に当該応札における当該需要者の調整力の妥当性（当該需要者が複数の応札者に調整力を提供する場合には、当該応札案件における調整力の妥当性を含みます。）を確認し、その根拠を当社へ回答していただきます。

（2）競合案件発生時等の取扱い

- ・（1）にて落札候補案件として選定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ 厳気象対応調整力入札募集に応札し、複数の一般送配電事業者において落札候補案件として選定した案件（以下「競合案件」という。）は、属地TSOである一般送配電事業者の落札候補案件にするものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて（1）の再評価を行います（これを属地TSOを含む競合案件がなくなるまで行います。）。
- ・次に、属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下「属地外競合案件」という。）があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者で（1）の再評価を行い、募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい一般送配電事業者の落札候補案件にするものとし、募集容量の未達がない場合は、最高評価用価格（募集容量に達する案件の評価用単価）が高い応札のあった一般送配電事業者の落札候補案件にするものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いて（1）の再評価を行います。なお、属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む）が複数ある場合は、全ての属地外競合案件がなくなるまで、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

（3）EUE評価の実施および落札案件の決定

- ・（1）（2）のプロセスを実施した後、その結果を広域機関へ通知し、広域機関は各一般送配電事業者の選定結果を踏まえてEUE評価を実施いたします。

- ・当該評価結果が不適合だった場合、落札候補案件のうち、不適合の要因となった地域間連系線混雑対象エリア（以下「混雑エリア」といいます。）の系統に連系する契約電源等を活用する案件で最も評価順位の低い案件を除き、（１）（２）のプロセスにて落札候補案件とならなかった案件のうち、混雑エリア以外の系統に連系する契約電源等を活用する案件のみを対象として（１）（２）の方法に準じて落札候補案件を選定いたします。
- ・その結果を広域機関へ通知し、再度EUE評価を実施いたします。
- ・これらのプロセスを全ての一般送配電事業者のEUE評価が適合となるまで繰り返し、最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。

（４）落札案件決定後の手続き

- ・落札案件決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。
- ・落札者は、当社および属地TSOと協議のうえ、厳気象対応調整力契約を締結していただきます。
- ・落札案件決定後、当社は最高落札額（円／キロワット）および平均落札額（円／キロワット）を公表いたします。

1 3 応札方法

応札者は、入札書を募集期間内に２部（本書１部・写し１部）提出するようお願いいたします。

（１）入札書の提出

ア 提出書類：『様式1』入札書』および添付書類（次項（２））

イ 提出方法： 提出書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参してください。【注】

当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。

提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。

【注】原則、持参していただくことといたしますが、昨今の社会情勢も踏まえ、郵送での提出も可能といたします。なお、郵送でご提出いただく際は、ウを宛先とし、詳細は後述『（５）郵送時の留意事項』をご確認ください。

また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。

ウ 提出場所： 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力パワーグリッド株式会社
パワーグリッド営業部 営業計画グループ
「電源Ⅰ」廠気象対応調整力入札」係

エ 募集期間： 2022年9月1日（木）～2022年10月31日（月）

- ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。
- ・提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

<ご連絡先>

中部電力パワーグリッド株式会社
パワーグリッド営業部 営業計画グループ「電源Ⅰ」廠気象対応調整力入札」係

オ 入札を無効： ・記名捺印のないもの

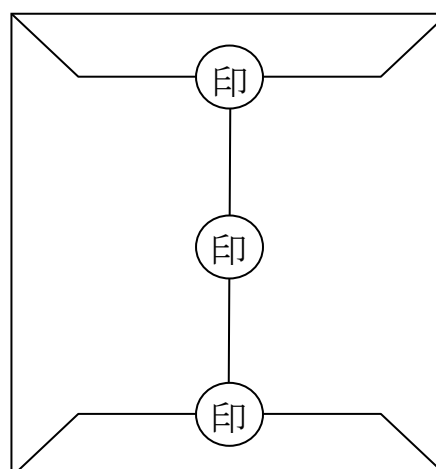
とするもの ・提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

（厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合、『様式1 入札書』の「他の応札との関係」欄が適切に記載されていない場合を含みます。複数の応札者が同一の発電設備等を活用して厳気象対応調整力を提供することにより、厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合、いずれの入札についても無効といたします。）
また、重複確認通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または回答内容から厳気象対応調整力契約電力の妥当性が確認できない場合は、当該応札における当該需要者の調整能力を無効として評価いたしますが、入札書に記載した厳気象対応調整力契約電力は変更できないものといたします。）

・入札書を提出する場合の封筒は、下図のようになっています。

<p>入札書在中</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応札する調整力の名称・ 契約電源等名称・ 応札年月日・ 応札者名・ 連絡先住所・ 連絡先電話番号・ 連絡先メールアドレス・ 連絡先担当者名
--

(表)



(裏)

※添付書類No.4の印鑑証明書と同一の印を押捺してください。

※原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。

※契約電源等名称は、同一のアグリゲーターが複数の案件を応札される場合、それぞれ識別できる名称をつけてください。

※入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。）

No.

1	応札者の概要	様式 2
2	電源等の仕様	様式 3
3	運用条件に関わる事項	様式 7
4	入札書に押捺した印章の印鑑証明書	

- ・入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。
- ・添付書類 (No. 1～4) は、該当しない番号のものであっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。

(3) 入札の辞退

- ・入札後に辞退する場合は、ただちに入札辞退書を提出してください。
- ・入札辞退書に押捺する印は、『様式 1 入札書』と同一としてください。

(4) その他留意事項

ア 入札の開札

- ・当社は、入札募集締切日の 16 時以降に入札書の開封をいたします。

イ 入札書類の訂正

- ・入札受付後は、原則、入札書類の訂正はできません。

ウ 追加資料提出等

- ・当社は、必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります※。

※ 例えば、過去、停電割戻料金の対象となったことがある応札者等に対して、厳気象対応調整力契約電力を供出できることを証明する追加資料の提出をお願いする場合があります。

- ・開札後、添付書類の電子データの提出を求められます。

エ 守秘義務

- ・『はじめに (2) 守秘義務』のとおりといたします。

(5) 郵送時の留意事項

- ・(1)にて図示したとおりに封筒をご準備いただき、それを別の封筒に入れて郵送してください。その際、宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。
- ・一般書留または簡易書留にて郵送してください。
- ・募集期間中に提出場所に到着したもののみ有効といたします。(募集期間中の消印有効ではありませんのでご注意ください)
なお、郵便事故等により募集期間中に到着しなかった場合も無効といたします。
- ・郵送での提出をご希望される場合は、事前に当社までご連絡ください。

1.4 契約の締結

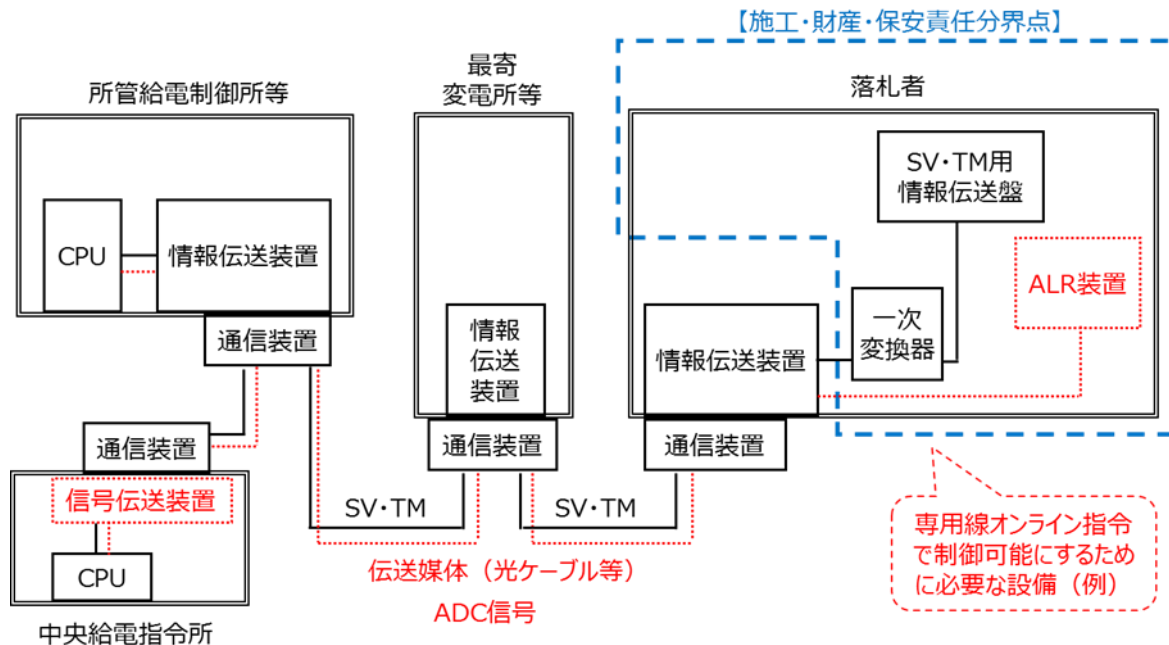
当社は、落札者との間で、厳気象対応調整力契約および端境期調整力契約を締結いたします。

1.5 専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備

当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。また、当社中央給電指令所との間で信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例(発電設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合の例)を以下に示しますので参照してください。

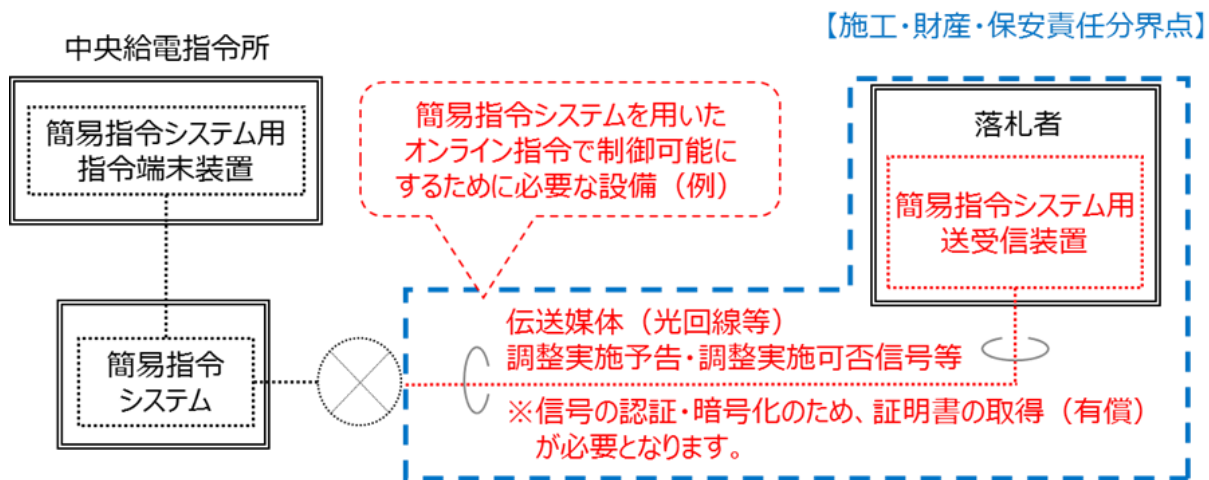
費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社へご相談ください。

【注】当社以外の一般送配電事業者に連系する契約電源等を活用する場合で、専用線オンラインにて応札される場合は、当該当社以外の一般送配電事業者へご相談ください。



1 6 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備

当社中央給電指令所から簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。



17 設備要件・運用要件の確認・試験

設備要件，運用要件を満たしていることについて，適宜確認・試験を行います。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
制御試験	○			■ 発電等指令に対する調整量の試験を実施。
給電情報自動伝送		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
オンライン調整機能		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で接続技術要件に定める機能			○	■ 発電機の性能を証明する書類等の提出で確認する。

以上

電源 I 〃 厳気象対応調整力提出様式

2022年9月1日

中部電力パワーグリッド株式会社

目 次

様式1	入札書
様式2	応札者の概要
様式3	電源等の仕様
様式3-1	電源等の仕様(火力発電機)
様式3-2	電源等の仕様(水力発電機)
様式7	運用条件に関わる事項
様式8	入札辞退書

2022年 ● 月 ● 日

入札書

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 隆一 殿

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●● ●●

印

中部電力パワーグリッド株式会社が公表した「2022年度電源I[〃] 厳気象対応調整力募集要綱」を承認し、以下のとおり入札いたします。

1 発電機等の所在地および契約電源等の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●●号機		
2 電源I [〃] 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●		kW
3 運転継続時間	●		時間連続可能
4 電源I [〃] 厳気象対応調整力提供可能時間	● 時 ~ ● 時 (厳気象対応準備時間(9時~20時)の間)		
	※上記時間帯のうち、提供不可の時間帯があれば下記に記載してください。 ●時~●時、●時~●時		
5 容量単価(1kWあたりの価格)	1kWあたり	● 円 ● 銭	
6 容量価格 ^{*1} (容量単価×電源I [〃] 厳気象対応調整力契約電力)		● 円	
7 上限電力量単価	1kWhあたり	● 円 ● 銭	
8 当社からの指令方法	簡易指令システムを用いたオンライン		
9 指令受信から調整実施までの時間	●		分 (3時間(180分)以内)
10 厳気象対応調整発動可能回数	●		回(12回以上)
11 他の応札との関係 (該当するものに○をつけてください。)		重複入札	複数入札
	電源I 周波数調整力		
	電源I 需給バランス調整力		
	東北電力ネットワーク(株)電源I [〃]		
	東京電力パワーグリッド(株)電源I [〃]		
	北陸電力送配電(株)電源I [〃]	○	
	関西電力送配電(株)電源I [〃]	○	
	中国電力ネットワーク(株)電源I [〃]	○	
四国電力送配電(株)電源I [〃]	○		

12 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2	調整契約電力（送電端値）※3	
	● kW～	● kW
	kW～	kW
	kW～	kW
※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものとします。		
13 電源Ⅱ契約の締結有無 （該当するものに○をつけてください。）	電源Ⅱ周波数調整力契約	
	電源Ⅱ需給バランス調整力契約	
14 計量器の有無 ※4	有	
15 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無 ※5	有	

（作成にあたっての留意点）

○押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

※1 容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間において、当社または属地TSOからの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。

※2 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（2項に記載する電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力での応札」の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）を記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「12 落札案件の決定」を参照願います。

※3 調整契約電力については、幅（●kW以上～●kW未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求まるものといたします。）

※4 DR を活用して契約される場合は、属地TSOの約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地TSOに事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器の取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を選択してください。

※5 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等を行なったにも関わらず、1の者のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としなかったことが判明した場合は、関連する全ての入札を無効といたします。

応札者の概要

会 社 名	●●株式会社
業 種	●●
本 社 所 在 地	●●県●●市●●町●●番
設 立 年 月 日	●●●●年●●月●●日
資 本 金 (円)	●, ●●●
売 上 高 (円)	●, ●●●
総 資 産 額 (円)	●, ●●●
従 業 員 数 (人)	●, ●●●
事 業 税 課 税 標 準	収入割を含む

(作成にあたっての留意点)

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JVまたは合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、該当するものを選択してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

電源等の仕様

1 契約電源等内訳一覧

No.	評価対象 ①ネガワット ②ポジワット ※1	地点に関する情報				供出電力に関する情報							供出手段に関する情報			他需要抑制契約の状況※5	2025年度容量市場(実効性テスト)に参加※6	計量器※7	
		①の場合)供給地点特定番号 ②の場合)受電地点特定番号	発電者名 又は需要家名	電源等名称	住所	②の場合)契約受電電力(kW) ※2	供出電力(kW) ※3							電源等種別 電源(自家発電等) 需要抑制	供出方法				(電源の場合)発電設備の容量(kW) (需要抑制の場合)負荷設備の容量(kW) ※4
							7月	8月	9月	12月	1月	2月	備考						
1	①ネガワット	09XXXXYYYYZZZRRRRTTTT	〇〇株式会社〇〇支社	〇〇支社	●●県●●市●●区●●●●1-1-1		200	200	200	300	300	300		需要抑制	工場ラインの一部停止	・包装ライン 300kW	a		有
2	②ポジワット	09XXXXYYYYZZZRRRRSSSS	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場1 G	●●県●●市●●区●●●●2-2-2	400	0	400	400	100	100	100		電源(自家発電等)	自家発電の起動	・ディーゼル発電機 400kW×2台	a		申請中
3	②ポジワット	09XXXXYYYYZZZRRRRUUUU	〇〇株式会社〇〇発電所	〇〇発電所1 G	●●県●●市●●区●●●●3-3-3	800	500	500	500	500	500		電源(自家発電等)	発電機の起動	・コージェネ 1,200kW	c		有	
4	①ネガワット	09XXXXYYYYZZZRRRRXXXX	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場	●●県●●市●●区●●●●4-4-4		200	200	200	200	200		電源および需要抑制	自家発電の起動、工場ラインの一部停止	(電源)ディーゼル発電機 200kW (需要)出荷ポンプ 50kW×2	b		有	
5	②ポジワット	09XXXXYYYYZZZRRRRXXXX	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場1 G	●●県●●市●●区●●●●4-4-4	200	100	100	100	100	100		電源(自家発電等)	自家発電の起動	・ディーゼル発電機 400kW×2台	b		有	
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

(作成にあたっての留意点)

- 評価対象(ポジワットもしくはネガワット)、アグリゲーションの有無に関わらず、全ての入札案件に本様式の提出が必要です。
- 電源1 廠気象対応調整力契約電力(以下「契約電力」)を変更しないことを前提に、落札者選定後に契約電源等内訳一覧を変更することは可能とします。
- 応札者が指定する複数の発電設備を集約し、または当該発電設備と需要抑制を実施できる需要家を集約し、廠気象対応調整力の提供を行うための要件は、当社ホームページに別途公表する「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループ設定方法に関する取扱いについて」のとおりといたします。次に示すケースに該当する地点を他地点とアグリゲーションする場合には、提供期間を通じて1,000kW以上の提供ができないことを証明する書類を提出してください。

- (1) 契約受電電力が1,000kW以上の場合
- (2) 同一地点においてネガワット・ポジワットの双方を評価対象とすることを希望し、ネガワットの供出電力とポジワットの契約受電電力の合計値が1,000kW以上となる場合

○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

- ※1 指令時に当該地点をネガワット・ポジワットどちらで評価するか選択してください。また、ポジワットを選択された電源等については、様式3-1もしくは様式3-2を提出してください。なお、同一地点でネガワットとポジワットの双方を評価対象とすることを希望する場合は、二行に分けて記載してください。
- ※2 発電量調整供給契約の契約受電電力を記入してください。
- ※3 契約電力を供出するにあたり、各地点に供出を見込む電力を記載してください。(この供出電力の合計が契約電力以上であることが必要です。) 供出電力(kW)が、発電設備または負荷設備(または需要家)の容量(送電端値)以下であることが必要です。 同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力(kW)と供出電力量(kWh)が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力(kW)の合計値が、当該設備(または需要家)容量(送電端値)以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備(または需要家)からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。(様式は問いません。) 同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は(それぞれの契約での当該設備(または需要家)からの調整力供出(電力(kW)/電力量(kWh))の確実性が確認できない場合は、当該設備(または需要家)を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。))
- ※4 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。
 - (1) 発電設備の場合: 発電機の基本仕様、起動カーブ、運転記録、運転体制、廠気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
 - (2) 負荷設備の場合: 対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制、廠気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
- ※5 集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。
 - a. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札あり)
 - b. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札なし)
 - c. 一般送配電事業者以外に、小売電気事業者や卸電力取引市場へも提供(類型1②へも参加)
 (補足)なお、cを選択した地点について、電源1'と類型1②を同時時間帯に活用する場合、需要抑制量を仕訳する必要があります。例えば当該地点単独で需要抑制バランシンググループを組成していただき、当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。
- ※6 入札時点で発動指令電源の電源等リストへの登録が未定の場合は空欄としてください。
- ※7 属地TSOの約款に基づく計量器が設置されている場合は「有」(ただし調整力ベースラインの設定および当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、属地TSOに事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合は「申請中」を選択してください。
- ※8 代替設備を提示いただく場合についても、本様式を使用してください。その際、代替設備であることやその期間、運転継続時間について備考に記載ください。

電源等の仕様（火力発電機）

- 1 電源等名称 ●●工場 1 G
- 2 営業運転開始年月日 ●●●●年 ● 月 ● 日
- 3 主たる使用燃料 石炭
- 4 発電機
- | | | |
|---------------|-------------------|-----|
| (1) 種類（形式） | 汽力 | |
| (2) 定格容量 | 500,000 | kVA |
| (3) 定格電圧 | 66 | kV |
| (4) 周波数 | 60 | Hz |
| (5) 連続運転可能周波数 | 58.5 Hz ~ 60.5 Hz | |
- 5 所内率 4.0 %

○複数の発電機を集約して一体的に電源 I 廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

電源等の仕様（水力発電機）

- 1 電源等名称 ●●水力発電所 1 G
- 2 営業運転開始年月日 ●●●●年 ● 月 ● 日
- 3 最大貯水容量（発電所単位で記載） 1,000 (10³m³)
- 4 発電機
- | | | |
|---------------|-------------------|-----|
| (1) 種類（形式） | 調整池 | |
| (2) 定格容量 | 30,000 | kVA |
| (3) 定格電圧 | 6.6 | kV |
| (4) 周波数 | 60 | Hz |
| (5) 連続運転可能周波数 | 58.5 Hz ~ 60.5 Hz | |
- 5 所内率 4.0 %

○複数の発電機を集約して一体的に電源 I 〃 廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

運用条件に関わる事項

発電機名 ●● 発電所 ● 号機

<p>運 転 継 続 時 間</p>	<p>※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。</p>
<p>計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等</p>	<p>※契約期間内における定期検査等、停止（電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供できない）の実施時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。 ※定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。 ※〳お、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p>
<p>運 転 管 理 体 制</p>	<p>※〳社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
<p>給電指令対応システム</p>	<p>※〳社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが〳社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）</p>
<p>そ の 他</p>	<p>※〳の他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

（作成にあたっての留意点）

- 複数の発電機を集約して一体的に電源 I 〳 廠気象対応調整力供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに提出してください。
- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

2022 年 ● 月 ● 日

入 札 辞 退 書

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 隆一 殿

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●●●●

印

中部電力パワーグリッド株式会社の「2022年度電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集」に下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

1 発電機等の所在地および契約電源等の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●●号機																											
2 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	● kW																											
3 運転継続時間	● 時間連続可能																											
4 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間	● 時 ～ ● 時 (厳気象対応準備時間 (9時～20時) の間)																											
	※上記時間帯のうち、提供不可の時間帯があれば下記に記載してください。 ●時～●時、●時～●時																											
5 容量単価 (1kWあたりの価格)	1 kWあたり ● 円 ● 銭																											
6 容量価格 ^{※1} (容量単価×電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力)	● 円																											
7 上限電力量単価	1 kWhあたり ● 円 ● 銭																											
8 当社からの指令方法	簡易指令システムを用いたオンライン																											
9 指令受信から調整実施までの時間	● 分 (3時間 (180分) 以内)																											
10 厳気象対応調整発動可能回数	● 回 (12回以上)																											
11 他の応札との関係 (該当するものに○をつけてください。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複入札</th> <th>複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源Ⅰ周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源Ⅰ需給バランス調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電(株)電源Ⅰ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		重複入札	複数入札	電源Ⅰ周波数調整力			電源Ⅰ需給バランス調整力			東北電力ネットワーク(株)電源Ⅰ			東京電力パワーグリッド(株)電源Ⅰ			北陸電力送配電(株)電源Ⅰ			関西電力送配電(株)電源Ⅰ			中国電力ネットワーク(株)電源Ⅰ			四国電力送配電(株)電源Ⅰ		
		重複入札	複数入札																									
	電源Ⅰ周波数調整力																											
	電源Ⅰ需給バランス調整力																											
	東北電力ネットワーク(株)電源Ⅰ																											
	東京電力パワーグリッド(株)電源Ⅰ																											
	北陸電力送配電(株)電源Ⅰ																											
	関西電力送配電(株)電源Ⅰ																											
中国電力ネットワーク(株)電源Ⅰ																												
四国電力送配電(株)電源Ⅰ																												

12 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2	<table border="1" data-bbox="740 253 1185 396"> <tr> <td colspan="2">調整契約電力（送電端値）※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">● kW～</td> <td style="text-align: center;">● kW</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">kW～</td> <td style="text-align: center;">kW</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">kW～</td> <td style="text-align: center;">kW</td> </tr> </table> <p>※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものとします。</p>	調整契約電力（送電端値）※3		● kW～	● kW	kW～	kW	kW～	kW
調整契約電力（送電端値）※3									
● kW～	● kW								
kW～	kW								
kW～	kW								
13 電源Ⅱ契約の締結有無 （該当するものに○をつけてください。）	<table border="1" data-bbox="788 506 1110 568"> <tr> <td>電源Ⅱ周波数調整力契約</td> </tr> <tr> <td>電源Ⅱ需給バランス調整力契約</td> </tr> </table>	電源Ⅱ周波数調整力契約	電源Ⅱ需給バランス調整力契約						
電源Ⅱ周波数調整力契約									
電源Ⅱ需給バランス調整力契約									
14 計量器の有無 ※4	有								
15 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無 ※5	有								